

鹿児島労働局長 永野 和則 様

鹿児島県自治体関連労働組合総連合
執行委員長 柳田 庫呂
鹿児島市西千石町 14-9 クレール西千
(電話) 099-292-8580 (FAX) 099-

令和7年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月29日、県内の最低賃金を現行時間額953円から73円引き上げ、時間額1,026円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と労働力人口の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安64円に9円をプラスするとの結論は極めて意義深いものです。しかし、改定額1,026円は急激な物価高においてついておらず、憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額 1,026 円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査(2024 年 8 月 26 日記者発表予定)に基づき、時間額 1500 円以上とすることを求めます。
- 2、地方に住んでいても大都市と生活費は変わりません。都道府県毎の最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出します。全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください。
- 3、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めます。
- 4、審議員を民主的に選出してください。

【異議申出の主旨】

- (1) 憲法 25 条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安 64 円を 9 円うわまる引き上げを決定した貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

ただ、私たちが求めている「時給 1,500 円」には遠くおよんでおらず、時間額 1,026 円を年間 1,800 時間の労働時間で換算しても 1,846,800 円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」（最低賃金法第一条）を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

- (2) 中小企業・小規模事業所への大幅支援拡充を

「鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）」の附帯決議にて中小企業・小規模事業所への支援、および、非正規雇用労働者の処遇改善を支援することを政府に要請いただいたことに敬意を表します。引き続き、最低賃金大幅引上げのために、中小企業・小規模事業所への大幅支援を政府・県に求めて頂きますようお願いいたします。

- (3) 審議員の選出方法を透明公正に

審議員の選出過程が明らかにされておりません。23 年度より最賃専門部会が傍聴できるようになったものの、これでは、私たち労働者の代表が公正に選出されたのか疑問が生じます。審議員の選出方法を明らかにし、透明公正な選出方法を担保してください。

以上



2025 年 9 月 16 日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 川口 俊一 様

鹿児島県自治体関連労働組合総連合
執行委員長 柳田 庫呂
鹿児島市西千石町 14-9 クレール西千
(電話) 099-292-8580 (FAX) 099-

令和 7 年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は 8 月 29 日、県内の最低賃金を現行時間額 953 円から 73 円引き上げ、時間額 1,026 円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と労働力人口の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 9 円をプラスするとの結論は極めて意義深いものです。しかし、改定額 1,026 円は急激な物価高においてついておらず、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 5、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額 1,026 円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査(2024 年 8 月 26 日記者発表予定)に基づき、時間額 1500 円以上とすることを求めます。
- 6、地方に住んでいても大都市と生活費は変わりません。都道府県毎の最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出します。全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください。
- 7、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めます。
- 8、審議員を民主的に選出してください。

【異議申出の主旨】

- (1) 憲法 25 条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申しあげます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安 64 円を 9 円うわまわる引き上げを決定した貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申しあげます。

ただ、私たちが求めている「時給 1,500 円」には遠くおよんでおらず、時間額 1,026 円を年間 1,800 時間の労働時間で換算しても 1,846,800 円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」(最低賃金法第一条)を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

- (2) 中小企業・小規模事業所への大幅支援拡充を

「鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)」の附帯決議にて中小企業・小規模事業所への支援、および、非正規雇用労働者の処遇改善を支援することを政府に要請いただいたことに敬意を表します。引き続き、最低賃金大幅引上げのために、中小企業・小規模事業所への大幅支援を政府・県に求めて頂きますようお願いいたします。

- (3) 審議員の選出方法を透明公正に

審議員の選出過程が明らかにされておりません。23 年度より最賃専門部会が傍聴できるようになったものの、これでは、私たち労働者の代表が公正に選出されたのか疑問が生じます。審議員の選出方法を明らかにし、透明公正な選出方法を担保してください。

以 上



2025 年 9 月 16 日

鹿児島地方最低賃金審議会会長

川口 俊一 殿

鹿児島県労働組合総連合会

議長 福丸 裕子

〒892-0815

住所 鹿児島市易居町 2-1 有馬ビル

電話 099-201-3851



令和 7 年度鹿児島県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上へのご尽力に敬意を表します。

8 月 29 日、鹿児島地方最低賃金審議会は、最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額の目安額 64 円に 9 円プラスして 1026 円とする答申をおこないました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 9 円をプラスする、との結論は極めて意義あるものと考えます。私たちは、「最低賃金の水準引き上げ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすること、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額 73 円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。鹿児島県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 令和 7 年度の鹿児島県の最低賃金を 1 時間 1026 円とすることに不服である。
2. 本年答申された鹿児島県の最低賃金は、最高位である A ランク東京地方との地域間格差は、縮小したとはいえいまだ 200 円あり、至急の改善を求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額 1,500 円の実現のための審議を求める。
4. 今年度の答申で、発効日を意図的に遅らせた地域最低賃金が乱発されている。最低賃金は労働者の生存権に直結する中身であることを公労使が正しく理解し、鹿児島地方についても発効をすみやかに行うこと。

【異議申出の主旨】

2025 年度の鹿児島地方最低賃金をめぐる論議では、そもそもの中央最賃の目安が遅れたことにより、例年と違う日程進行となったが、中央が出した「C ランク +64 円」に対し、+9 円の是正がさらに図られた。そのことについては評価したい。

一方で、私たち鹿児島県労連が主張する「全国一律最低賃金の確立」については、今年も論議が前進したとはいえない。鹿児島県労連や、上部団体である全労連の地方組織で最低生計費調査をおこなった結果、一人暮らしの若者が憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、いずれの都道府県でも時間給 1,500 円・月額 25 万円・年収 300 万円程度が必要という調査結果が出ている（鹿児島県労連でも 2024 年に実施した最低生計費調査の再調査を根拠に、本年度の意見陳述を行った）。私たちはやみくもに全国一律の最低賃金制度をもとめているのではなく、20 年以上にわたる運動と調査結果を根拠とした運動を組み立てている。

私たちの求めている最低賃金 1,500 円はフルタイム勤務の場合で年額 270～300 万円になり、夫婦 2 人で働けば、義務教育世帯 4 人家族の生計費に近似する金額である。最低賃金 1500 円は、単身世帯だけではなく、結婚し子どもを生み育てることが辛うじて可能となる最低限の水準である。親の貧困は家庭環境や教育環境に影響を与え、子どもへの貧困の連鎖にもつながるという指摘があり、現時点で親の世代となる労働者にとって、最低賃金 1,500 円はこれからの社会を担う子どもたちの将来にも影響を与える大きな課題である。

かつては職業選択の自由で「あえて有期雇用やパート勤務など非正規雇用を選んだ」との見解があったが、1980 年代以降政府は労働法制を改定し、大企業の求めに応じて正規雇用から雇用の調整弁として非正規労働者を拡大してきた。この間最低賃金の改定によって労働者の生活の安定や日本経済の発展にはつながっていない。決して労働者の自己責任ではなく、雇用者としての責任は免れることはできない。

また「鹿児島県最低賃金は生活保護基準を下回らない」と今回答申されているが、居住地・勤労控除・月労働時間・可処分所得割合などの比較計算方法には、最低賃金を高く、生活保護基準を低く見せるようになっている。そもそも、世界有数の経済大国である日本で、フルタイム勤務すれば、経済規模に見合う「普通の暮らし」ができる賃金でなければならないのではないか。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度原点に立ち返った審議をお願いする。

以上の主旨から、鹿児島県労働組合総連合は、改めて、時間給 1,500 円以上の引き上げを求めるとともに「全国一律最低賃金制度」の法制化を求める。

また今年度、審議会は発効日を「一定の準備期間」が必要との理由で 11 月 1 日とした。今回、中央最低賃金審議会の審議が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議に影響が出ており、各県ごとの発効日は見事にバラバラになっている。最低賃金法第 10 条では、地域別最低賃金の決定は、地方最低賃金審議会の意見を聴いて「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」が決定するとなっている。決定権者として、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、発効日を再考し、これまで同様「一日も早い改定」のため、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」に発効することを求める。

以上

2025 年 9 月 16 日

鹿児島労働局長
永野 和則様



鹿児島県医療労働組合連合会

執行委員長 松下

住所 鹿児島市易居町2番1号有馬ビル

電話番号 099-21

2025年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月29日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を73円引き上げ、1,026円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要となり、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」は、維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない引上げとなっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

鹿児島労働局長 永野 和則 様



2025年9月16日
鹿児島市広木1丁目1番1号
ユープかごしま労働組
執行委員長 清川

2025年度鹿児島県最低賃金の改定決定答申に対する異議申出

2025年度の鹿児島県地方最低賃金審議会は8月22日、鹿児島県の最低賃金を現行時間額953円から73円引き上げ、時間額1,026円とするよう鹿児島労働局長に答申がなされました。実に5年連続での大幅な最低賃金、また中央審議会の目安より大きく引き上げたことにより地域間格差も縮小したことは一定評価します。しかし、改定額1,026円は依然として憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」に満たない水準であると考えます。

したがって、「鹿児島県地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,026円とすることは不服です。
- 2、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,500円以上とすることを求めます。
- 3、中小零細企業支援策の拡充を国に要請することを求めます。

【異議申出の主旨】

鹿児島県地方最低賃金審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安がプラス64円であるのに対し、9円アップ73円の引き上げは、ありとあらゆる商品やサービスの高騰、や慢性的な人手不足の中奮闘する県内の労働者を励ます方向での答申と捉え、貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述や傍聴の機会を設けていただけるよう、審議会に働きかけを行った事に対して改めてお礼を申し上げます。

1、8時間働いても普通に暮らせない最低賃金額である

鹿児島県で働く労働者の多くは、パート・アルバイトや派遣などのいわゆる非正規労働者で、時給はほぼ最低賃金に張り付いているのが現状です。また、2022年に2月に起こり、今もなお続いているロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界情勢の急速な変容は、原材料や燃料等の高騰や円安を招き、それに伴う物価高の影響は鹿児島県で働く労働者の家計を直撃しています。最低賃金の引き上げは、「人手不足解消」「働きやすい職場」「普通の暮らしの実現」に繋がる重要なものです。鹿児島県労連は2019年に生計費調査を行い、昨年夏に改めて調査を行いました。これによると、実に6年前から状況が改善されてはならず、8時間働いて普通に暮らすには時間額1,500円以上が必要であるという調査結果が出ています。また答申の73円引き上げは、地域間格差について徐々に縮まりを見せているものの、是正されたとは言い難く、最低賃金を大幅に引き上げるための施策含め最賃審議会にて審議が尽くされることを求めます。

2、最低賃金の大幅な引き上げには中小零細企業への公的な支援が欠かせない

最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（「直接的な財政支援」「税や社会保障負担の軽減」「大企業との適正取引の実現支援」など）が不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小零細企業支援策などを国や県に提言するべきだと考えます。現在、中小零細企業支援策の活用には様々な条件があります。貴職におかれましても積極的に制度を検討し、円滑かつ適切な運用という中小零細企業支援策のあるべき姿を示せるよう国に対して要請をしていただくようお願いいたします。

3、全国一律最賃制度の実現で地域間格差の解消を

鹿児島県は新規高卒者の県外就職者が多く、優秀な人材の流出を防ぐためにも、鹿児島県の最低時給を上げなければなりません。地域間の賃金格差は、賃金の低い都市から高い都市へ人口流出を招き、あるいは若者が経済的な理由で親元を離れるしかすべがなく、所帯をもつ意欲を削ぎ、出生率の引き下げを招いているとの識者の声もあります。全国一律の最低賃金制度の実現が求められており、最高額の東京都との差は未だ200円と開きがあり、鹿児島県で生まれ育った若者たちの未来の為にも時間額1,500円以上への引き上げによる地域格差の解消を求めます。

以上